

安全報告書

令和5年度版



下関市火の山ロープウェイ

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに、広く皆様にご理解いただくために公表するものです。

1 基本方針と安全目標

(1) 基本安全方針

下関市は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定め、管理者以下従事者に周知・徹底を図っております。

①安全の確保

- ・一致協力して輸送の安全の確保に努めます。

②法規制等の遵守

- ・輸送の安全に関する法令及び関連する規程等をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正・忠実に職務を遂行します。

③資質の向上

- ・常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- ・職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをします。

④危機管理体制

- ・事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態など、緊急事態に対応する危機管理体制を整備します。
- ・緊急事態が発生したときには、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をします。

⑤情報の公表

- ・安全方針や輸送の安全の確保にかかわる取組結果などの情報を、広く一般に公表します。

(2) 安全目標

下関市は、安全方針を受け火の山ロープウェイ運行における、安全についての目指す目標及び目標を達成するための具体的な手段を明記した「安全重点施策」を策定し、これを実施します。

- ① 運営、運行にあたっては「声だし確認」を行い、事故・トラブルを発生させない。
- ② 安全方針について、職員に周知の徹底を図る。
- ③ 安全運行に必要と思われる補修工事や修繕については、必要に応じ実施する。

2 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故

ありませんでした。昭和33年の開業から65年間の無事故記録を更新いたしました。

(2) 災害（地震や暴風雨など）

発生しておりません。

(3) インシデント（事故の兆候）

発生しておりません。

(4) 行政指導等

ありませんでした。

3 輸送の安全確保のための取組

(1) 人材教育

本市では、運行開始前（3月）に必ず運営に関する安全教育を実施しています。

(2) 応急救助訓練の実施

運行開始前に、職員一同にてスローダン（緩降機）を使った応急救助訓練を実施しています。



(3) 安全のための投資と支出

安全確保のため、運休期間中も含め、日々、職員による施設、設備の点検保守を行いました。

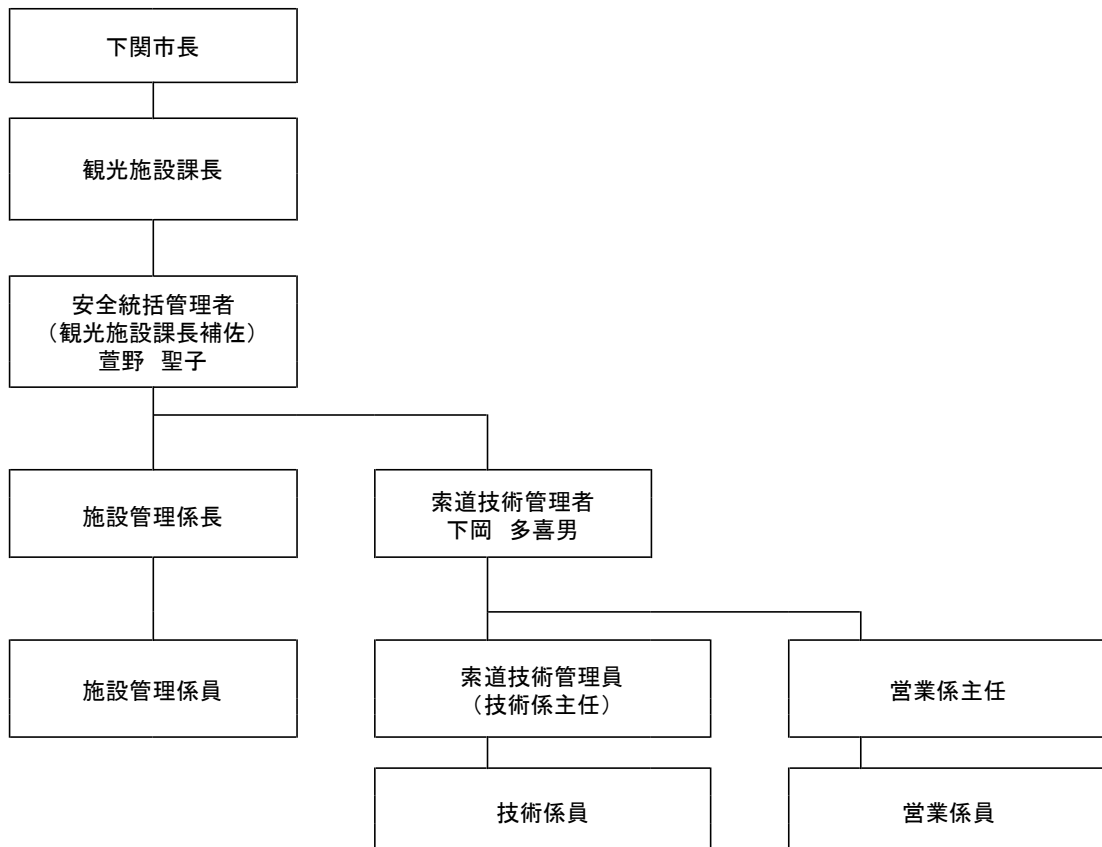
4 安全管理体制

下関市火の山ロープウェイでは、索道事業における安全確保に関する管理体制を次のとおり構築し、各々の責任者の役割及び権限を明確にしております。

市長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
観光施設課長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する業務を統括する。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守・管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

下関市火の山ロープウェイ安全管理体制図

令和6年4月1日現在



5 下関市火の山ロープウェイへのご意見・ご要望

安全報告書へのご意見・ご要望は下記までお願いいたします。

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

TEL:083-231-1838(直通)

FAX:083-231-1847

E-mail:sgshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp